

## 毎月の入所申込みのながれ(5月～翌年3月)

入園は毎月1日付のみで、月途中の入園はありません。

### 申込み

- 受付期間** 前月申込み期限翌日から入所希望月の前月の10日まで(郵送の場合は必着)  
(10日が閉庁日にあたる場合は、次の開庁日)
- 受付方法** 子ども育成課窓口へ郵送、または直接提出 ※夜間休日窓口・市政窓口では受け付けできません。
- 提出書類** 「1-7-1 入園・転園申し込みに必要な書類」参照
- 募集人数** 入所希望月の前月1日に子ども育成課窓口・三鷹市HPにて公表予定  
※公表後に募集人数が追加されることがあります。最新の募集人数は子ども育成課窓口(電話)で確認してください。

- ※ 必要に応じて職員が家庭の状況等、保育の必要性についておたずねすることがあります。
- ※ 受付後、職員が職場や家庭に電話等にて書類内容の確認等を行うことがあります。

### 選考(利用調整)会議(毎月17日頃)

募集人数(空き)に応じて事前に提出された書類に基づき、三鷹市保育所入所選考基準により選考を行います。選考基準については、本書のP19~22をご覧ください。  
選考は、クラス年齢ごと、保育園等ごとに行います。(クラス年齢とは、対象児童の申込み時点の満年齢ではなく、入園を希望する年度の4月1日時点の年齢です。)

### 入所内定(毎月20日頃)

入園内定者には、子ども育成課と保育園等から内定の電話連絡をします。

### 健康診断・観察保育・面接

内定した児童には、嘱託医による健康診断及び観察保育、面接を行い、集団保育に支障がないか確認します。

※健康診断や面接の結果、集団保育に適さないと判断された場合には、**内定が取り消される**場合があります。

### 入所決定

健康診断・観察保育・面接終了後、集団保育に支障がないと認められれば、**三鷹市が期間を定めて入所を承諾し、保護者宛に通知**します。

なお、入園後おおむね一週間は、保育園に慣れるための「慣れ保育」を行う場合があります。ご協力をお願いします。

### 内定に至らなかった方(不承諾通知書の発送について)

内定に至らなかった方には、初回選考時に限り、「保育所等入所(転所)不承諾通知書」を発送いたします。(入所希望月前月末日に郵送で投函しますので、申込者に届くのは翌月1日以降となります。) **入所希望月については裏面に記載されております。**

なお、保育所等入所(転所)申込みは**年度内(令和6年3月まで)有効**となります。申込者名簿に登録され、記載した希望園に欠員が生じる度に自動的に選考の対象となります。申請後、年度内の入所の意思が無くなった場合は、「保育所等入所申込取下届」(所定様式P62)を提出してください。

また、翌月の選考以降で不承諾通知書が必要な場合は、子ども育成課あてに電話でお申し出ください。ただし、内定した月の不承諾通知書は発行できません。